

議案第 3 5 号

鳥取県固定資産評価審議会条例の一部を改正する条例

次のとおり鳥取県固定資産評価審議会条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成31年 2 月12日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県固定資産評価審議会条例の一部を改正する条例

鳥取県固定資産評価審議会条例（昭和37年鳥取県条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

(任期)

第3条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、
前任者の残任期間とする。

2 略

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、
前任者の残任期間とする。

2 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。